

庶務係

職員関係

職員の給与、任免、人事、服務、厚生、労務に関することをはじめ、住民の方がたのニーズに応じていくため、職員研修を充実させ資質の向上に勤めています。

行政委員会事務局を担当

役場と町民のみなさんとの緊密な連絡や、町行政の健全な発達と円滑な運営を図るため、各区等で選ばれた区長さん等34人の方がたで組織されています。

表彰

毎年1月4日、新春パーティーの席上で、町行政、経済、文化、社会、その他各般にわたって功績が顕著で、他の模範と認められる方がたを表彰しています。

監査委員

町の財務に関する事務処理や経営に関する管理が適切かどうか定例の出納検査（毎月20日）と定期監査（毎年10月）が行なわれます。

議会事務局

議会のしくみ

町議会は18人の議員で構成され、町の意志を決定する機関です。

本議会・・・議会は町長が招集し、定例会は年4回（3月・6月9月・12月）臨時会は必要に応じて開かれます。

傍聴・・・議会の傍聴を希望される方は、当日議会事務局で傍聴者名簿に住所、氏名を記載してください。また、議会の経過、活動については毎定例会終了後に「議会だより」を発行し、みなさんにお知らせしています。

常任委員会・総務文教、産業土木、保険厚生各委員会が設けられており、その所管に属する議案や請願、陳情などの審査等を議会の付託を受けて行い、必要に応じ委員協議会を開き協議します。

選挙 “貴重な一票を大切に”

私たちの一人一人は、光町、千葉県に住んでおり日本国民です。国、県、町の選挙に参加することができるということは、それぞれの政治に参加することができるということです。貴重な一票を大切にしましょう。

不在者投票、郵便投票制度・・・選挙の投票日に投票所へ行けない場合の投票制度です。詳しくは選挙管理委員会事務局へ

総務課と議会事務局のご紹介をします。
 総務課は庶務係と広報防災係とがあり、庶務係の仕事は主に、職員に関すること、行政委員会に関すること、表彰に関すること、監査に関することなどで広報防災係は消防防災と防犯、交通安全対策、有線放送電話、防災行政無線、広報紙の発行、などの仕事をしています。
 また、議会事務局は、議会に関すること、選挙に関すること等を担当しています。

役場

各課紹介

⑧

総務課・議会事務局

広報防災係

当係は、消防団員(団員436人)防犯協会(指導員56人)、交通安全協会光支部(指導員31人)のご協力をいただき、消防、防災事業や各種防犯活動、交通安全対策事業を行い、また、有線放送電話については、有線放送運営委員9人の方がたにご指導をいただき運営しています。

防犯灯設置等の申請は

防犯灯の設置などは、各区の区長さんか防犯指導員さんに申し出てください。区長さん、防犯指導員さんが町へ申請してくれます。

カーブミラー設置等の申請は

カーブミラーの設置等については、各区の区長さんまたは、交通安全指導員さんに申し出てください。区長さん、交通安全指導員さんが町へ申請してくれます。